

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

- 教育職員免許法及び同法施行規則の一部改正（平成31年4月1日施行）により、教育職員の普通免許状の授与を受けるために大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分が大括り化されたこと、また、単位の修得方法等に関する規定が改められたこと等を踏まえ、免許状に関し必要な事項を定めている群馬県教育職員免許状に関する規則（昭和37年12月28日教育委員会規則第14号）においても所要の改正を行う。
併せて文言の整理等、所要の改正を行う。

2 改正内容

- 科目区分の大括り化等に伴う、関係箇所（科目、事項及び別記様式）の改正
- その他、文言の整理等を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日